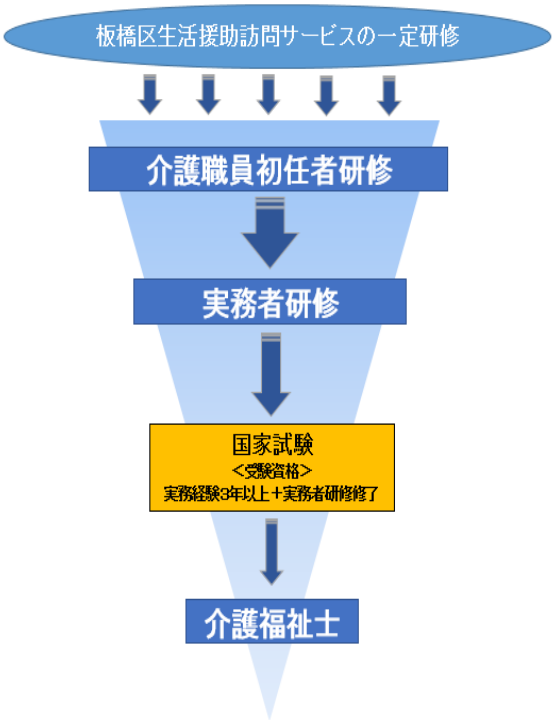
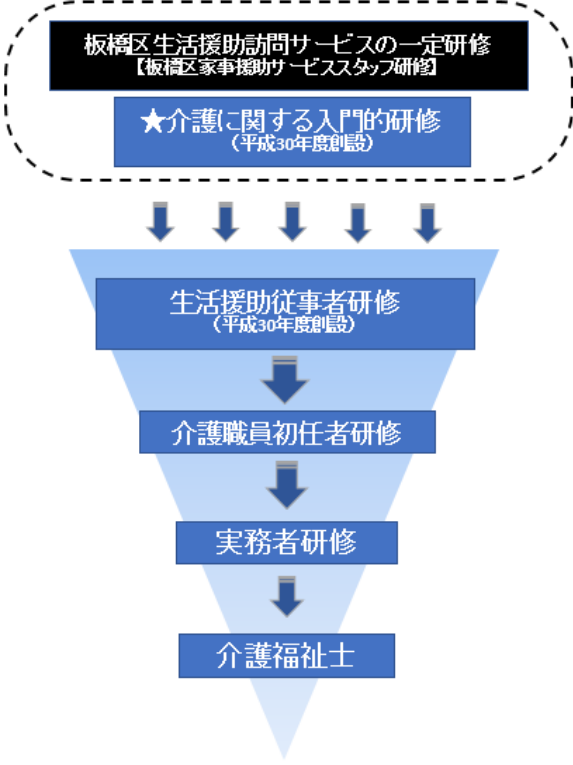


板橋区総合事業 生活援助訪問サービス従事者養成研修 標準テキスト

改訂箇所一覧

改訂前掲載箇所	改訂前	改訂後
25 ページ 11 行目～	<p>都内では、平成 25 年 11 月時点で、認知症の人は 38 万人を超えており、平成 37 年には約 60 万に増加すると推計されています。（東京都「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」より）</p>	<p>都内では、平成 28 年の調査結果において、認知症の人は 41 万人を超えており、平成 37 年には約 56 万に増加すると推計されています。（東京都「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査（平成 29 年 3 月）」より）</p>
51 ページ 中段 ステップアップ フローチャート図		
	<p>※「国家試験 <受験資格> 実務経験3年以上+実務者研修修了」の削除</p>	<p>※「介護に関する入門的研修」「生活援助従事者研修」の追加</p>

改訂前掲載箇所	改訂前	改訂後
51～52 ページ	<p>STEP 1 介護職員初任者研修（130時間程度の研修課程）</p> <p>介護職員初任者研修は、介護業務に従事するにあたり必要となる最低限の知識・技術を身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できることを目的として行われます。研修課程の修了により、訪問介護員や福祉施設の職員として従事することが可能です。</p> <p>STEP 2 実務者研修（450時間程度の研修課程）</p> <p>実務者研修は、国家資格である介護福祉士の受験資格に必須となる研修で、幅広い利用者に対する介護提供能力を習得すること目的として行われます。研修課程の修了により、訪問介護事業所のサービス提供責任者として従事することが可能です。（ただし、自治体の基準等により一定期間の実務経験を要する場合があります）</p>	<p>STEP 1 生活援助従事者研修（59時間程度の研修課程）※平成30年度創設</p> <p><u>生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事するにあたり必要な知識等を習得することを目的として行われます。この研修課程は、生活援助中心型のサービスに従事する者のすそ野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにすることを目指して、平成30年度に厚生労働省により創設されました。研修課程の修了により、生活援助サービス専用の訪問介護員として従事することができます。</u></p> <p>STEP 2 介護職員初任者研修（130時間程度の研修課程）</p> <p>介護職員初任者研修は、介護業務に従事するにあたり必要となる最低限の知識・技術を身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できることを目的として行われます。研修課程の修了により、訪問介護員や福祉施設の職員として従事することが可能です。</p> <p><u>なお、STEP 1の生活援助従事者研修の修了者は、同等カリキュラムの読み替えにより一部研修時間の免除が認められています。</u></p> <p>STEP 3 実務者研修（450時間程度の研修課程）</p> <p>実務者研修は、国家資格である介護福祉士の受験資格に必須となる研修で、幅広い利用者に対する介護提供能力を習得すること目的として行われます。研修課程の修了により、訪問介護事業所のサービス提供責任者として従事することが可能です。（ただし、自治体の基準等により一定期間の実務経験を要する場合があります）</p> <p><u>なお、STEP 1の生活援助従事者研修及びSTEP 2の介護職員初任者研修の修了者は、同等カリキュラムの読み替えにより一部研修時間の免除が認められています。</u></p>

改訂前掲載箇所	改訂前	改訂後
52 ページ	<p>STEP 3 介護福祉士(国家試験)</p> <p>介護福祉士は、介護分野における唯一の国家資格です。資格取得の方法はさまざまですが、介護等の実務経験がある方は、その期間が3年以上であることと、STEP 2で記載した実務者研修を修了していることが必要になります。介護福祉士の資格取得により、通所介護事業所における生活相談員や各介護施設でのフロアリーダーなど従事できる職責の幅が広がります。</p>	<p>STEP 4 介護福祉士(国家試験)</p> <p>介護福祉士は、介護分野における唯一の国家資格です。資格取得の方法はさまざまですが、介護等の実務経験がある方は、その期間が3年以上であることと、STEP 3で記載した実務者研修を修了していることが必要になります。介護福祉士の資格取得により、通所介護事業所における生活相談員や各介護施設でのフロアリーダーなど従事できる職責の幅が広がります。</p> <p>★介護に関する入門研修（平成 30 年度創設）</p> <p>介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」）は、STEP 1で記載した生活援助従事者研修課程と同様、平成 30 年度に厚生労働省により、その過程が創設されたものです。</p> <p>入門的研修は、介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が介護分野への参入の障壁となっていることを払拭できるような受講しやすい内容となっており、介護業務へ携わるうえでのきっかけ作り、多様な人材の参入促進を目的としています。</p> <p>研修内容は、板橋区生活援助訪問サービスの一定研修（以下「板橋区一定研修」）で取り扱うカリキュラムと概ね同じものとなっていますが、研修時間は、板橋区一定研修における研修時間がおよそ 12 時間であるのに対し、入門的研修は 21 時間と定められています。板橋区一定研修に比べ、生活援助（特に生活支援技術の基本）、認知症・障がいに関する理解といった分野に多くの時間が割り当てられています。板橋区一定研修で学んだことの復習・理解の浸透を兼ねて、更なる基礎知識の上積みを図りたい方にはお勧めの研修となっています。</p>